

国民年金の しおり

令和6年度版



SAPPORO

羊ヶ丘展望台

こんなときどうするの？

保険料の割引はありますか？

☞前納(前払い)すると割引になります ----- 6、31

保険料を納めるのが経済的に難しいのですが？

☞免除制度の対象になる場合があります ----- 7

自分の年金の記録や、将来いくら年金をもらえるかはどこで確認できますか？

☞日本年金機構の年金事務所やねんきんネットで確認できます ----- 33、34

年金の請求はどこにすればいいですか？

☞年金の加入状況によって請求窓口が異なります ----- 15

老齢基礎年金は65歳になる前でももらえますか？

☞60歳から繰上げ請求することができます ----- 19

障害基礎年金は障がい者になったら誰でももらえますか？

☞年金の加入状況や障がいの程度によります ----- 21

遺族基礎年金は遺族になったら誰でももらえますか？

☞亡くなった方の年金の加入状況や遺族の状況によります ----- 23

年金を受給している人の住所や、受取口座を変えるときの手続きは？

☞年金事務所にご相談ください ----- 16

年金を受給している人が亡くなったときの手続きは？

☞受けていた年金の種類によって手続き先が異なります ----- 16

もらえる年金額を増やす方法がありますか？

☞付加加入 ----- 5、25

☞任意加入 ----- 3

☞国民年金基金 ----- 32



加入の届け出忘れ・国民年金保険料の納め忘れにご注意ください。

も く じ

■ 国民年金の仕組み -----	1
■ 国民年金に加入する方 -----	3
■ こんなときは区役所で手続きを！ -----	4
■ 保険料 -----	5
保険料の納付方法 -----	6
保険料の免除・猶予申請 -----	7
法定免除 -----	9
産前産後免除 -----	10
申請免除 -----	11
納付猶予 -----	11
学生納付特例 -----	11
保険料の追納 -----	13
免除などの所得基準額 -----	14
■ 年金の受給 -----	15
年金を受けるための手続き -----	15
年金受給者の主な手続き -----	16
■ 老齢基礎年金 -----	17
受給の繰上げ・繰下げ -----	19
■ 障害基礎年金 -----	21
■ 遺族基礎年金 -----	23
■ 第1号被保険者のその他の年金など -----	25
付加年金 -----	25
寡婦年金 -----	25
死亡一時金 -----	26
■ 特別障害給付金 -----	27
■ 外国人の国民年金 -----	28
■ 年金生活者支援給付金 -----	29
■ 国民年金基金 -----	32
■ 問い合わせ先 -----	33
日本年金機構 -----	33
主な共済組合 -----	35
厚生年金基金・農業者年金 -----	36
各区役所 -----	裏表紙

国民年金の仕組み

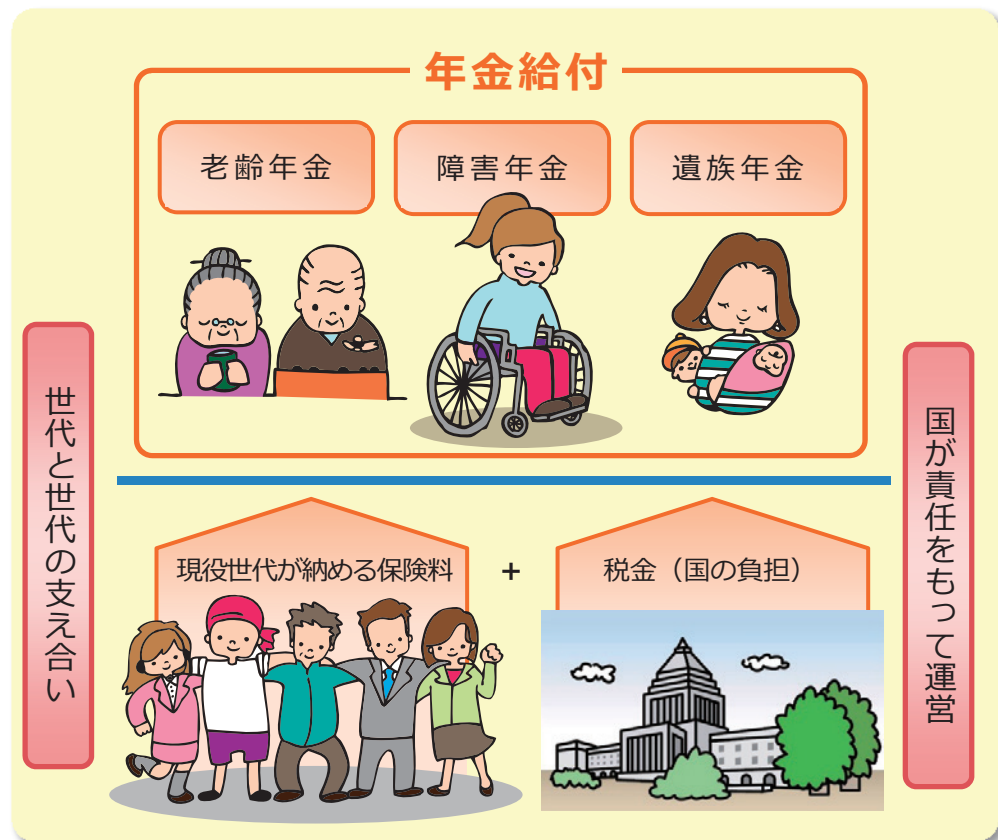
公的年金制度

公的年金制度は、老齢、障がい、死亡によって収入を得ることができなくなったり減少したりしたときに、本人や遺族に年金給付を行い、人々の生活を支える社会保障制度の一つです。

年金の給付費用が、加入者が納める保険料と国の負担(税金)によって賄われる社会保険方式により運営されており、年金受給者の生活を現役世代が支える**世代と世代の支え合い**であるとともに、**国が責任をもって運営する制度**となっています。

なお、社会保険方式とは、高齢や障がい、死亡に備えて、あらかじめ保険料を納め、その保険料を財源として給付が行われる仕組みのことです。

そのため、**保険料を納めていなければ、原則として年金を受け取ることはできません。**



2階建ての年金給付

日本の年金制度は、20歳以上60歳未満の日本に住む全ての方が国民年金の加入者(被保険者)となる**国民皆年金**の制度となっています。

会社員や公務員の方は、厚生年金に加入するとともに、同時に国民年金の加入者にもなっています。

国民年金の加入者は、

① 高齢になったときは**老齢基礎年金**

② 障がい者になったときは**障害基礎年金**

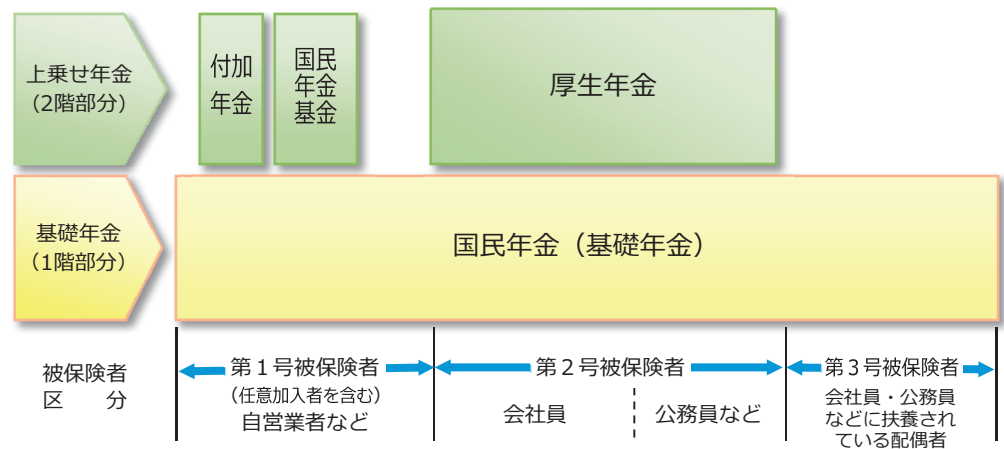
③ 亡くなったときに生計を同じくしていた一定範囲の遺族の方は**遺族基礎年金**の給付を受けることができますが、このとき、厚生年金の加入期間や共済組合の加入期間があれば、老齢厚生年金・障害厚生年金・遺族厚生年金が、基礎年金に上乗せされて支給されることになり、いわゆる**2階建ての給付**を受ける仕組みとなっています。

(それぞれの受給条件を満たしている必要があります。)

※平成27年10月、共済年金は厚生年金に一元化されました。

今後は、公務員や私立学校教職員の共済組合加入者でも、年金は厚生年金の加入者となります。

平成27年9月以前から共済年金を受給している方は、引き続き共済年金を受給します。



※第1号被保険者および第3号被保険者でも、第2号被保険者期間があった方は、その部分を2階部分としてそれぞれの年金が支給されます。

国民年金に加入する方

こんなときは区役所で手続きを！

加入者(被保険者)は3種類

20歳以上60歳未満で日本国内に住所のある方は、年金に関する協定を結んでいる外国人など一部の方を除き、国民年金に加入することになります。

国民年金の加入者(被保険者)は次の3種類に分かれています。

第1号被保険者



20歳以上60歳未満で、第2号被保険者・第3号被保険者以外の方

第2号被保険者

会社員・公務員など厚生年金の加入者(65歳以上は老齢年金などの受給権がない方に限る。)



20歳以上60歳未満で、第2号被保険者に扶養されている配偶者(原則、日本国内に住所を有する方が対象です。)

第3号被保険者



希望で加入できる方(任意加入被保険者)

次の方は本人の希望で国民年金に加入することができます。

- ①日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方
- ②日本国籍があり、海外に住んでいる20歳以上65歳未満の方
- ③加入期間が不足しているため、老齢基礎年金を受給できない65歳以上70歳未満の方(昭和40年4月1日以前に生まれた方)。ただし、老齢基礎年金の受給資格期間(17ページ)を満たすまでの期間に限ります。

- ※1 ①・②の方は、納付済み月数が40年(480カ月)になり、受け取ることができる年金額が満額(18ページ)になるまでの期間に限ります。
- ※2 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている方は任意加入できません。
- ※3 任意加入期間の保険料は免除の対象になりません。
- ※4 厚生年金、共済組合等に加入している方は任意加入できません。

上記①・③の任意加入被保険者の保険料納付方法は、原則として口座振替となっています(クレジットカード払いも可能)。手続きに必要なものは4ページをご覧ください。

こんなとき	必要なもの
会社を退職したとき (被扶養配偶者の届け出も忘れずに)	・マイナンバーカード、年金手帳または基礎年金番号通知書 ・退職年月日が分かるもの (雇用保険被保険者離職票など)
厚生年金加入配偶者の扶養から外れたとき(離婚したとき、収入が増えたとき、配偶者が退職したとき)	・マイナンバーカード、年金手帳または基礎年金番号通知書 ・扶養から外れた日が分かるもの (被保険者資格喪失証明書など)
配偶者が65歳になったとき (第3号被保険者のみ)	・マイナンバーカード、年金手帳または基礎年金番号通知書
基礎年金番号通知書の再交付を受けたいとき (第1号被保険者のみ)	・マイナンバーカードまたは基礎年金番号が分かるもの ※区役所で手続きをした場合は、再交付まで約1カ月かかります。 お急ぎの場合は年金事務所(34ページ)にご相談ください。
日本国外に住むようになったとき (第1号被保険者のみ)	・マイナンバーカード、年金手帳または基礎年金番号通知書 ※ 国外に転出する前にお手続きをお願いします。
海外に住んでいた方が帰国したとき (任意加入していた方および帰国後は第1号被保険者に該当する方のみ)	・マイナンバーカード、年金手帳または基礎年金番号通知書
任意加入(3ページ)するとき、やめるとき	・マイナンバーカード、年金手帳または基礎年金番号通知書 ・通帳および金融機関届け出印 (またはクレジットカード)
付加保険料を納付(5ページ、25ページ)するとき、納付をやめるとき	・マイナンバーカード、年金手帳または基礎年金番号通知書
生活保護を受け始めたとき・廃止になったとき(法定免除の届け出が必要です。)	・マイナンバーカード、年金手帳または基礎年金番号通知書 ・生活保護の開始日または廃止日を証明するものなど (9ページ)
障害基礎年金を受け始めた時(法定免除の届け出が必要です。)	・年金証書など(9ページ)
出産したとき(産前産後免除の届け出が必要です。死産、流産、早産された方を含む。)	・マイナンバーカード、年金手帳または基礎年金番号通知書 ・出産(予定)日を明らかにできる書類など (10ページ)

※第3号被保険者に関する届け出 ~ 厚生年金の加入者である配偶者の扶養に入るとき(第3号被保険者に該当するとき)、基礎年金番号通知書の再交付申請を希望するときは配偶者の勤務先を通して年金事務所(34ページ)に届け出を行うことになっています。

※マイナンバーカードの申請に関することは、各区役所戸籍住民課にお問い合わせください。

※令和4年4月以降は、年金手帳に代わり基礎年金番号通知書が交付されています。年金手帳は引き続き使用できます。